

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 4 回 総 会

令和3年6月10日

第4回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月10日(木)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田 稔夫
委 員	2 番	西垣戸 勝
委 員	3 番	岡田 住夫
委 員	4 番	山門 克明
委 員	5 番	西 厚
委 員	6 番	島田 勝好
会 長	7 番	栗原 清志
委 員	8 番	西久保 貞俊
委 員	9 番	山口 政高
委 員	10 番	橋本 和子
委 員	11 番	福岡 淳史
委 員	13 番	栗須 幹生
副会長	14 番	大江 文章

(欠席農業委員)

委 員	12 番	福山 康子
-----	------	-------

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	西 優一
-----	------

(事務局)

事務局長	福岡 稔雄
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第4条許可審議の件

第3号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

2 非農地証明願いについて

その他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、13名であります。欠席の届け出は、12番福山委員から出されております。なお、推進委員の方には1名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第4回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、8番西久保委員、9番山口委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいただきます。事務局。

事務局 第4回総会総括表、3条所有権の移転は1件で、田423㎡、畑410.21㎡、計833.21㎡でございます。4条は2件で、畑235㎡、計235㎡でございます。5条所有権の移転は2件で、田1,297㎡、畑285㎡、計1,582㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は3件で、田6,160㎡、畑512㎡、計6,672㎡でございます。非農地証明願いは1件で、畑99㎡、計99㎡でございます。合計は9件で、田7,880㎡、畑1,541.21㎡で総合計は9,421.21㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

事務局 1番、須野町字本道■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積9.91㎡ほか計7筆、833.21㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■さん。理由は、農業経験が無く農業経営に携わることがないためということでございます。譲受人は、有馬町■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、5年です。通作距離又は時間は、空き家から徒歩1分です。世帯員等従事者は0人です。理由は、空き家と農地を同時取得し、野菜・果樹栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。尚、6月1日現地にて聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、須野町担当をお願いいたします。

西推進委員 推進委員の西です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。現地は、[REDACTED]のグラウンドの前の小川を山側に登った一番上側にあります。空き家に農地がついていたため、今回申請されました。6月1日に農地部会長、中立委員、事務局と私で聞き取り調査を本人から行いました。部会長と中立委員から耕作意欲等聞き取られておりましたが、本人からの意欲があまり感じられず、後で隣に住む母親から聞き取ったところ、本人は毎日のように須野に来ているので空き家のリフォームが完成したら住まわせて、少しずつやらせるということでした。耕運機、草刈機、チェーンソーもあるようで、地元の住人によると10年ほど前に須野にきたときは住民はおらず何年も1人だったそうです。現在は4人おるそうです。空き家付き農地の申請についてこれまで5年ほど立ち会ってきて、最初はやる気があるのですが、1年、2年経つとあきらめているのが現状です。空き家の解消と地元住人が増えることについては喜ばしく思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につき

まして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字向イ山■■■■番■■、台帳畑、現況休耕、面積132㎡でございます。申請人は、有馬町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、住宅用地で住宅2階建て、建築面積49.68㎡を1棟、新築するということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、有馬町字向イ山■■■■番■■、台帳畑、現況休耕、面積103㎡でございます。申請人は、有馬町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、駐車場用地で宅地95.20㎡と一体利用し、普通自動車3台分ということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、本人の始末書、土地通行承諾覚書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番についてはいずれも申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。農地転用の許可申請の1番、2番ついて、有馬町町担当お願いいたします。

4番（山門委員） 4番山門です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。申請人は■■■■さんで転用の目的は、住宅用地で住宅2階建てを新築しようというものです。現地は、案内図にありますように、有馬町向イ山■■■■番■■で国道42号線■■■■交差点から国道311号線沿いから100m東に入った場所にあります。周囲も住宅が建ち並んでおり、地元委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

2号議案の2番について説明させていただきます。転用の目的は先ほど事務局から説明のあったとおり駐車場用地で宅地と一体利用するものであります。現地は、有馬町向イ山■■■■番■■で先ほど説明した2号議案の1番の

場所の横にあり、周囲も住宅が建っております。2号議案の1番の申請人、
■■■■さんと■■■■さんは親子関係であります。この案件には申請人の始
末書も添付されております。地元委員としてなんら問題はないと思いますの
で、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題
がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま
して、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発
言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。

議 長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたしま
す。第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては
は、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認する
ことと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につつま
して、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りま
すようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字姥前■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積45㎡、ほか
計2筆、330㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■■■■さん。譲受人は
有馬町■■■■さん、使用貸借のみ■■■■さん。転用の目的、施設の内容
内容等ですが、住宅用地で住宅2階建て、建築面積89.43㎡を1棟、新築
するということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、
土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、資金証明書、土地使用貸借契約
書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、紀和町平谷字地藏堂■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積1,25
2㎡でございます。譲渡人は、紀和町大栗須■■■■さん。譲受人は広島県

安芸郡海田町株式会社■■■■代表取締役■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地でソーラーパネル6基、発電出力49.5キロワット、設置面積567.38㎡、太陽光設備設置割合45.31%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、同意の経過の理由書、土地境界の確認承諾書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第3号議案の1番、2番についてはいずれも申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの案件につきましては■■■■が届出人の親族となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとなっておりますので、■■■■の退席をお願いします。
(■■■■退席)

議長 それでは、地元委員に代わって、現地調査を行った中立委員の大江委員から説明をお願い致します。

14番(大江委員) 14番大江です。

第3号議案の所有権移転の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局の説明のあったとおりで譲受人は申請地を譲り受け自宅を新築しようというものです。現地は、案内図にありますように、久生屋町姥前地内で■■■■道路の■■■■の手前を左折し、海側に向かって約100mの場所にあります。申請地の周囲は、道路を挟んで市街化が進んでおり隣接地の東側は昨年農地転用された宅地、その周辺は譲渡人の農地となっております。排水等も既設の道路の側溝に流せることが出来、この案件につきましてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に、2番について紀和町担当委員お願い致します。

11番(福岡委員) 11番福岡です。

第3号議案の2番について説明させていただきます。現地は紀和町平谷で育生町との境にあります。6月1日に農地部会長、中立委員に立会って

ただいて現地調査を行いました。太陽光発電施設を建設するという事で、周囲は1キロメートル範囲内に住宅がなく周囲の住人には迷惑にはならないですが、施設の管理はしっかりしていただくように、農地部会長と中立委員からも伝えていただきました。地元委員としてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

先ほど地元農業委員から説明のとおり6月1日に現地調査を行い、太陽光発電につきましては地元委員の言われたとおり、管理だけはしっかりしてもらうように伝えました。また、議案第3号の1番についても周囲が宅地でありましてなんら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第3号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

(西委員着席)

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字峰■■■■番、台帳田、現況畑、面積909㎡ほか計5筆2,967㎡でございます。利用目的といたしまして、銀杏・栗栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、井戸町■■■■さん。借受人は、井戸町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行井戸支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということとござい

ます。

2番、飛鳥町小阪字平■■■■番、台帳田、現況田、面積1,076㎡、ほか計2筆、1,595㎡でございます。利用目的といたしまして、麦栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府茨木市■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということでございます。

次のページをお開きください。3番、神川町神上字一里側■■■■番、台帳田、現況田、面積2,110㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、東京都三鷹市■■■■さん。借受人は、神川町神上■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行神川支店。期間は、公告の日から5年間で、再設定ということでございます。

承認事項1の1番から3番については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 　ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町担当お願いいたします。

2番（西垣戸委員）　2番西垣戸です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。貸渡人■■■■氏が所有している農地は父親である■■■■氏が耕作から維持管理などすべてを行っており、今回申し出のあった農地以外にも近隣で銀杏や栗等を約1ヘクタール耕作していますがこの所有農地の一部である5筆2,967㎡を貸渡したいとのことです。借受人の■■■■氏は妻と共に現在美容院を営んでおりますが、事業の傍ら今回、借り受けようとする農地の近くに1年半前から2筆、約600㎡の農地を借受て野菜などを共同で耕作しておりますが、今回経営規模を拡大し、銀杏や栗等を引き続き■■■■氏に指導を受けながら耕作していきたいとのことです。通作距離は井戸町■■■■の住宅より約1.5km、車で2分ほどのところで井戸町東地内にあります。また、農機具は現在所有していませんが、耕作に必要な軽トラック、耕運機、草刈機、チェーンソーなどは■■■■氏から借り受けて農作業を行っていくとのことです。地元委員と

しては耕作放棄地の解消となっていくことから、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に、2番については飛鳥担当の推進委員の杉谷委員が欠席されておりますので、事務局をお願いします。

事務局（農政係長）

承認事項の1の2番について地元推進委員に代わり説明させていただきます。この案件につきましては平成27年5月から新規設定を行ってから2回目の再設定で当初はシソ栽培を行っていましたが、現在は麦栽培を行っております。農地所有者からも貸渡についての合意は得ており、引き続き麦栽培を行うということであり、農地管理については問題がないとのことですのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、3番について神川町担当をお願いいたします。

9番（山口委員） 9番山口です。

承認事項の1の3番について説明させていただきます。この案件につきましては再設定ということで地元委員としてはなんら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町長尾字下谷■■■■番、台帳畑、現況宅地、面積99㎡でございます。出願者は、紀和町長尾■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和37年に居住者の親が住宅を建築したということ

です。添付書類といたしまして、位置図、現況図、昭和51年撮影の航空写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、紀和町担当をお願いいたします。

11番（福岡委員） 11番福岡です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。6月1日に農地部会長、中立委員さん立会いの下に現地調査を行いました。申請人の親が居住者となっている住人の親と血縁関係でその当時、譲り受けが行われていたと思うのですが、登記上移転していなかったため、居住者から家を買いたいとのことで非農地証明願いを出して登記できるようにしたいとお願いがありまして、現地調査の際に両者に来てもらいました。地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ございませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(な し)

議長 それでは、ここで事務局から報告がございます。事務局。

事務局（農政係長）

令和3年4月9日総会で承認のあった農地法第5条許可申請の件で報告事項がございます。農地法第5条の許可案件で転用目的が太陽光発電施設用地で譲受人が[]で使用貸借のみ株式会社[]代表取締役[]として総会の承認を得て知事へ進達を行っていましたが、書類審査を行った三重県庁農林水産部から株式会社[]が資金を出して太陽光発電施設設置を行う事から、譲受人の[]を、転用行為者である株式会社[]に変更するようにとの指摘がございました。本来、申請者の変更があった際は、いったん取り下げて再度総会で諮りなおすこととなりますが、県の方から今回の案件については、譲受人の[]さんは[]の代表取締役[]さんであり、関係人であることから、変更については、取り下げまではしなくていいとのことで、今回事後報告とさせていただきます。なお、この申請については令和3年6月2日に許可が下りております。以上でございます。

議長 ただいまの事務局の報告について質問がございますか。

(な し)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局（農政係長）

それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を配布させていただいております。平成21年に農林水産省より「農業委員会の適正な事務実施について」の通知により、農業委員会の1年間の目標と活動計画を作成して、計画に基づいた取り組みを実施し、年度ごとに点検・評価を行って、その結果を国へ報告することとなっております。今回配布させていただいた点検評価と活動計画を6月10日から6月30日まで、市のホームページで公表して、地域の農業者や市民の方から意見の募集を現在行うこととしており、各委員におかれましても、一度書類に目を通していただき、ご意見がございましたら6月30日までに事務局までご連絡ください。意見集約の後、来月の総会で皆様方の承認をいただいた後に、7月中に国に提出して参りたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

続きまして、お手元に配布させていただきました、『農地法第3条許可農地の利用状況調査表』につきまして、第3条許可農地の農地利用状況追跡調査をお願いいたします。耕作状況調査票に基づき、現在、耕作されているのか未耕作の状態なのかの確認調査を行っていただきます。耕作されている場合は、作られている作物名を記入していただきます。未耕作の場合は、農地の管理状況として、草刈管理を行っているのか、耕作放棄された状況なのかを記載してください。また、今後の農地の適正管理に向けて、3条取得した所有者本人の意向確認や指導状況等を簡単に記載をお願いいたします。圃場整備工事施工承認農地の追跡調査がある地区については併せて現時点の状況確認をお願いいたします。工事の進捗状況、や工事完成後の耕作状況等の調査をお願いいたします。調査表につきましては、8月の総会までに提出をお願いします。なお、3条取得された農地、及び圃場整備された農地は、3年3作を原則としており、正当な理由が無い限り、3年以内の農地転用・転売等は認められておりませんのでご注意をお願いします。私からは以上です。

事務局（事務局長）

次回、7月の現地調査は、6月30日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願ひいたします。

また、次回の総会は、7月9日、金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。総会までに総会開催文書と事項書を送付させていただきますので当日にご持参いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第4回総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午前10時00分）